

東証上サ第 19 号  
平成 16 年 1 月 16 日

情報取扱責任者 各位

株式会社 東京証券取引所  
上場部 上場会社サポート部長 時田 優

### 証券取引法施行令第 30 条の改正に伴う積極的な IR 活動の充実等の要請について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素は会社情報の適時、適切な開示にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、証券取引法施行令第 30 条の改正に伴い、当取引所では本年 2 月 1 日から適時開示情報閲覧サービス（以下「本サービス」といいます。）を開始する予定です<sup>1</sup>。

本サービスでは、TDnet を通じた報道機関への公開と同時に公表措置も完了することから、上場会社の皆様におかれましては、2 月 1 日以降、公表と同時に一般投資者への積極的な情報開示が可能となります。

具体的には、本サービスに会社情報が掲載された以降は、自社ホームページに当該会社情報を速やかに掲載することや、公開当日に行う説明会に広く一般投資者に参加を促すことなどが自由に実施できます。

このように、当該改正は上場会社の IR 活動の充実に寄与するものです。当取引所といたしましては、当該改正を機に上場会社による情報開示が投資者に幅広く伝達されることを強く期待しております。また、上場会社に対するサポート体制を一層強化する観点から、上場会社の皆様方が IR 活動をより積極的に行っていただける環境を整備するべく、当取引所自身も様々な施策を行う予定でございます。そこで、上場会社の皆様方にお願いしたい事項を以下にまとめ通知することといたしました。上場会社の皆様方におかれましては、このような趣旨にご理解を賜り、なお一層会社情報の適時、適切な開示にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

---

<sup>1</sup> 平成 16 年 1 月 16 日付情報取扱責任者あて通知「証券取引法施行令第 30 条の改正に伴う適時開示情報閲覧サービスの開始等について（東証上サ第 17 号）」をご参照下さい。

今後も提供情報の拡大を積極的に行っていただくようお願いいたします。

I R活動の一層の充実に向け、提供情報の拡大に努めていただくようお願いいたします。具体的には、公表資料には一般投資者に分かりやすい形での開示、例えば図表やグラフなどを用いることや、今回新設した開示資料選択区分「PR 情報等」を積極的に活用し、当取引所が適時開示規則で求めている情報（IR 情報など、これまで TDnet を通じた開示を行わずに記者クラブへの資料投函のみを行っていた任意開示情報）についても TDnet を通じた開示を積極的に行うこと、自社ホームページを積極的に活用すること（会社情報の掲載をはじめ、営業報告書や招集通知についてホームページ等に掲載するなど）、などについてお願い申し上げます。

情報開示のタイミングは、立会時間中であるか否かに関わらず、情報の発生後直ちに行ってください。

当取引所では、情報伝達媒体の多様化に伴い、投資者への情報伝達が迅速に行われつつあること、投資者への周知に要する時間が短縮化されつつあることを背景に、売買停止期間を会社が情報を開示した後 60 分経過後には再開することとしております。このため、上場会社の行う全ての会社情報の適時開示については、立会時間中であるか否かを問わず、情報の発生後直ちに開示を行うよう義務付けられております。しかしながら、過去の慣行から、午後 3 時以降に適時開示を行う会社がまだ多いのが現状であります。当取引所において ToSTNeT 取引の導入により取引時間も延長され、午後 3 時以降に情報開示する場合であっても重要な情報であれば売買停止となる可能性もあることや、証券取引がグローバル化する中、情報開示の迅速性、公平性がますます重要になっていることをご理解いただき、事柄の軽重にかかわらず、従来に引き続き、立会時間中であるか否かを問わず、会社情報については、情報の発生後直ちに開示を行って下さい。なお、当取引所では、売買停止期間を現行の情報開示後 60 分間から 30 分間とすることについて、パブリック・コメントに付しておりましたので、参考までにお知らせいたします。

(<http://www.tse.or.jp/guide/comment/index.html> を参照下さい。)

広範な投資者に会社情報を伝達する手段を講じるようお願いいたします。

上場会社として、報道機関への記者会見などにより広範な投資者に会社情報を伝達する手段を講じるようお願いいたします。今回の政令改正に伴い、TDnet を通じた情報公開がインサイダー取引規制上の公表措置を充足することになりますが、私どもが求めている会社情報の公表とは、単にインサイダー取引規制上の公表措置を充足することだけでなく、I R活動、報道機関への情報提供など様々な手段を積極的に講じることで実現するも

のです。

具体的には、広範な投資者に会社情報を伝達する手段として、例えば、自社のホームページにTDnetで公開した会社情報を速やかに掲載する、決算情報など会社情報に関する説明会を情報公開する当日に設定し、広く一般投資者の参加を促す、公表資料には一般投資者に分かりやすい形での開示、例えば図表やグラフなどを用いる、などの方法を講じることなどが考えられます。

上場会社の皆様には、今までと同様、TDnetへの掲載を理由に報道機関等への対応を怠ることがないように、重ねてお願いいたします。

一般投資者との情報の平等性について引き続き配慮をお願いします。

本サービスの開始に伴い、今後は会社関係者がインサイダー取引規制上の公表措置の完了を直接確認することができ、役員や従業員が法的リスクを軽減した形で自社株式の売買を実施することが可能となります。しかしながら、一般投資者との情報の平等性については、引き続き一定の配慮をお願いします。例えば、合併等の会社の基本に係る重要な会社情報においてTDnetや記者会見等を通じて情報公開した時点で、当該会社関係者、特に取締役等が積極的に自社の株券の売買を行うことは、一般投資者との情報の平等性において著しく衡平を欠く行為と指摘されるおそれがあります。

上場会社の皆様へのサポート体制を一層強化する観点から、当取引所では様々な施策を検討しております。

当取引所といたしましては、今後も上場会社の皆様方に対するサポート体制を一層強化する観点から、様々な施策について検討しております。詳細につきましては、内容が固まりましたところで別途ご案内いたしますが、現時点で予定しているものの一部をお知らせいたします。

- 当取引所ホームページにおける上場会社情報サイトの充実
- コーポレート・ガバナンスの充実に資する情報提供
- IR活動に関する最近の動向、事例に関する情報提供
- 適時開示実務において不適切とされた事例に関しての情報提供
- 上場会社の皆様がIR説明会等を開催する際の後援活動

【本件に係るお問合せ先】  
株式会社東京証券取引所 上場部 上場会社サポート担当  
電話：03-3665-4841、FAX：03-3667-0354  
E-mail：jojo-support@tse.or.jp

以 上